［号を削る。］		
9・10　［略］	［略］	重要土地担当 経済安全保障担当
	主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）に基づく経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進のための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 2　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関すること（他省及び金融庁の所掌に属するものを除く。）並びに安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進に関する事務に関すること。	

10　子どもの貧困対策に関する大綱（子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。 11・12　［同上］	［同上］	重要土地担当 ［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

○法務省訓令第１号

検察庁事務章程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和５年３月30日

法務大臣　齋藤　健

検事総長
検　事　長
検　事　正